

令和7年度に副業・兼業人材を活用される県内事業者の皆様へ

紹介手数料・報酬 補助のご案内

(令和7年4月1日時点)

県及びいしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）では、副業・兼業人材の活用を推進するため、令和7年度、ILAC事業に参加して副業・兼業人材を活用される事業者を対象に「人材会社等に支払う紹介手数料」や「副業・兼業人材に支払う報酬」を一部補助します。（事業者あたり1度限りの補助）

補助率

紹介手数料・報酬の合算額の **80%**

※千円未満は切り捨て、補助上限額 1 社あたり45万円

補助対象者 (主な要件)

- 県内の雇用保険適用事業主
- ILAC（ILAC委託の金融機関や人材紹介会社含む）を通して、副業・兼業人材とマッチングした企業
- 令和5年度、令和6年度にILACの副業・兼業事業を活用していない企業であること 等

補助を受けるためには、**副業・兼業人材との契約期間初日までに、利用企業からの交付申請が必要**です！

申請期間

令和7年**4月1日**(火) ～ 令和8年**2月28日**(土)

副業・兼業人材 との契約期間

下記期間のうち **最小1カ月間～最大5カ月間**

令和7年**4月1日**(火) ～ 令和8年**3月31日**(火)

問い合わせ 申請先

石川県副業・兼業人材補助金事務局

〒920-8580

金沢市鞍月1-1（労働企画課内）

TEL 076-225-1672

↓詳細・申請書等はHPへ

